

平成 2 7 年度
第 1 0 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 8 年 1 月 1 2 日開会

高松市農業委員会

平成27年度第10回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成28年1月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 19人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 6番 木村 保夫
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 19番 藤原 正雄
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 1人

- 16番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長 三好 和則
- 農政課 長 川西 好春
- 農政課 長 補佐
- 兼農政管理係 長 大井 昌和
- 農地係 長 多田 利浩
- 主任 主事 寺井 康弘
- 主任 主事 藤井 照彦
- 主任 主事 藤澤 英宣

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第12号 市長の権限に属する事務の一部委任について

報 告 農地法第4条第1項・第5条第1項関係諮問事案に対する農業
委員会会長許可専決処分について

議 長(農地部会長) ただ今から平成27年度第10回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は20人中19人で、部会は成立しております。欠席委員は、原田委員です。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は18番森西委員、19番藤原委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

本件は、平成27年7月13日付けで香川県へ進達し、県において審査中でしたが、金銭による離作補償で合意解約が成立したため、申請者から許可申請の取下願があったものです。農地法18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

以上、議案1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、香川県知事に進達することについて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は取下願のとおり受理し香川県へ進達することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は取下願のとおり受理し香川県へ進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

2番は、賃貸人が耕作するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は金銭です。農地法第18条第1項の規定による許可申請の取下願1番に関連していま

す。

3番は、賃借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

4番は、賃借人が高齢により農業を廃止するため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

5番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

6番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約するもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

3ページをお開きください。

1番は、借人が労力不足のため返還したものです。

2番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番は、借人が労力不足のため返還したものです。

4番も、借人が労力不足のため返還したものです。

5番も、借人が労力不足のため返還したものです。

6番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。

7番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。

8番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。

4ページをお開きください。

9番も、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権28番のとおりです。

10番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

11番は、借人が健康上の理由で返還したものです。

12番も、借人が健康上の理由で返還したものです。

13番は、借人が労力不足であったところ、別の農家から借受け申込みがあったため返還を受けたものです。

14番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

15番は、貸人が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権36番のとおりです。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について15件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成27年4月27日付けで賃貸共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画を廃止することになり、許可の取消願が提出されたものです。

なお、取消後は引き続き農地として利用します。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して藤原委員から説明をお願いします。

藤原委員 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、高砂農地部会長を始め森西委員、谷口委員と、私藤原の4名で、現地調査を実施しました。

それでは、別紙の農地法第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、香川県立川部みどり園北西700メートルに在り、発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを1,092枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、肥培管理された造園用花木栽培用地として貸し付けていた後、返還されましたが、巨木の根が地中に残り、耕作不適當となっていたもので、申請者の自宅から近く、高松市道に接し、設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適當であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥當であり、四国電力への系統連系の申込みも平成27年2月17日に受付けされ、同年3月18日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、

転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤井主任主事 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、建設資材等の販売業者から借入れの要望があり、露天貸資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、発電出力100キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを336枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成27年11月23日に締結されており転用の確実性が認め

られ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.22平方メートルを312枚、8基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅に近く、国道に面して設備の維持管理も容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成26年12月8日に受付けられ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和46年ごろに住宅を建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が599.26平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、6番の賃貸共同住宅の入居者用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに施工済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、本件は農業用施設であることから無断転用とはなりません。

9番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年12月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7 ページをお開きください。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年9月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が592.53平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、現在居住している借家が手狭になり、実家に隣接して非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が16.20平方メートル有ります。

13番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅・納屋を建築するために既存住宅の敷地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年9月ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が497.19平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・王越・坂出線（浜街道）に近く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり入居が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権33番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について13件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につ

いては許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページをお開きください。

1番は、平成27年1月27日付けで賃貸共同住宅・物置用地として転用許可を受けていましたが、転用計画を廃止したため取消願があったものです。

なお、取消後は譲渡人において農地として利用します。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して藤原委員及び谷口委員から説明をお願いします。

藤原委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の2ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校西500メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立仏生山小学校北東500メートルに在り、分譲住宅用地として転

用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線に近接し交通の利便性が良く、小・中学校にも近く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年ごろ所有者により一部プレハブ小屋が建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が33平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市多肥出張所西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道岩崎・高松線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路が261.36平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとしまして、4番からは谷口委員をお願いします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。4番からは私が説明します。

4番の申請地は、高松市立円座小学校西900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松西インターチェンジに近接し、また、主要地方道円座・香南線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4ページをお開きください。

5番の申請地は、高松市檀紙出張所北300メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道山崎・御厩線に近く、また、県道円座・香西線に面し交通の利便性が良く、周辺は宅地化

が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立檀紙小学校西300メートルに在り、転用者が経営する造園会社への露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は会社から近く、高松市道にも面し利便性及び事業効率が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、本来であれば利用する会社が転用者となるべきところですが、資金の関係から代表者である個人が取得し、会社へ貸し付けるものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

5ページを御覧ください。

本件の申請地は、私立香川誠陵中学校・高等学校西200メートルに在り、39,000立方メートルの花崗土採取による農地造成用地として平成28年2月1日から31年1月31日までの3年間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地は急傾斜地の果樹園で、高齢化等で農作業に支障となっていることから、花崗土採取により緩傾斜の農地として造成することにより、農作業の労力軽減及び作業の効率化を図るものです。なお、採取した花崗土は、主に香西北町の県の埋立護岸整備事業に利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用及び事業完了後の農地復元の確実性も認められますが、隣接農地関係者4名のうち、1名から同意が得られていないため、当該農地の境界から4.5メートルから8メートルほど離して造成し、影響の無いよう計画するものです。排水等の被害防除措置は適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、賃借権1件であります。許可相当の判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の議決も併せて審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案につ

いては許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

まず、所有権の案件です。

議案書9ページをお開きください。

1番は、建築する賃貸共同住宅の道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が58.47平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、申請地周辺は住宅等で宅地化が進んだ地域で駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道

を挟んで用途地域に接し、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,099.93平方メートル有ります。

10ページをお開きください。

9番の申請者は、住所地で診療所を開業していますが、申請地周辺で介護保険施設の開設を予定しており、開設に先立ち住宅を建築する必要から、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、仏生山公園に近接し周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、申請面積が500平方メートルを超えていますが、隣接に自作地が無く、超過の74平方メートルは農業上利用しがたい過小残地で、利用率も30パーセント以上であるため問題は無いと考えます。また、現診療所は副院長が常駐し、診療を続けるとのことです。

10番は、申請地近辺で新規に農業経営をするに当たり、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等で宅地化が進み、近隣には学校・医療施設等が在る閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年ごろに所有者により造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、新規営農に関しては、同時に農地法第3条許可申請所有権及び使用貸借による権利設定が提出されています。

11ページをお開きください。

11番は、店舗改装に伴い、店舗拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4,455.04平方メートル有ります。

12番から14番までは3人で所有している宅地と農地を3分割し、それぞれが住宅を建築するため他の二人から所有権を取得して非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。12番の併用宅地が163.96平方メートル、13番の併用宅地が151.44平方メートル、14番の併用宅地及び雑種地が148.23平方メートル有ります。

15番は、近隣に賃貸共同住宅が多く、月極め駐車場も多数ありますが、慢性的に駐車場が不足しており、収益が見込まれることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有している賃貸共同住宅に隣接して転用するもので、周辺は宅地化が進み医療・教育施設の整った地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が21.87平方メートル有ります。

17番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年10月ごろに所有者により造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道が24.24平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番も、17番と2筆挟んだ申請地を宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和42年10月ごろに前件同様所有者により造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

12ページをお開きください。

19番は、納屋用地に露天作業場が無いことから、納屋の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年に造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が78.99平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

20番は、祖母所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く農作業等を手伝うことが容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

22番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が460.11平方メートル有ります。

23番は、作業所の移転先敷地内の駐車場スペースが狭いため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、移転先事業所に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番の1は、分譲住宅用地として、25番の2は、周辺農地の農業用水路及び分譲住宅の排水用水路として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺

は宅地化が進み閑静で、近隣には小学校、医療施設、大型量販店等が整った生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が17平方メートル有ります。

26番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線沿いに在り、周辺は宅地化が進み閑静で、近隣には医療施設、大型量販店等が整った生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用悪水路が63.96平方メートル有ります。

27番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化が進み閑静で、近隣には小学校、医療施設等が整った生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が10.45平方メートル有ります。

13ページをお開きください。

31番は、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

14ページをお開きください。

32番の転用者は、建設業を営んでおり、賃借している資材置場と駐車場の契約期間満了となり返還しなければならないことから、その代替として露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、幅員のある市道に面し、事業所に近接し資材の搬出がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、所有農地を賃貸共同住宅用地として転用申請するのに伴い、隣接農地との境界

が弯曲していることから、敷地整形のため取得し賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請14番に関連しています。

34番も、賃貸共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

35番の転用者は、クリーニング店を営んでおり、店舗部分の一部が道路に収用され、現在の駐車場へ店舗を移転することから、新たな駐車場が必要となり、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が70平方メートル有ります。

36番は、土地改良区による水路改修に併せて測量したところ、作業所の敷地の一部が、申請地にはみ出していることが判明したことから、事務所・露天車両・資材置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、作業所の敷地拡張用地であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知15番に関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

15ページをお開きください。

1番の転用者は、浄化槽の保守点検及び土木工事業を営んでおり、賃借している駐車場を返還しなければならなくなったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、

被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、不動産業を営んでおり、事業としての採算が見込まれることから、貸事務所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

16ページをお開きください。

1番は、子所有の農地を借り受けて賃貸共同住宅及び共同住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番の申請者は、併用地に倉庫兼車庫を建築し、役員が同一の関連会社に貸し付けていますが、敷地の一部に申請地が入り込んでいることが判明したことから、貸倉庫兼車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年ごろに建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、分譲住宅を販売するに当たり、隣接農地所有者及び土地改良区から農地への進入路を確保するよう要望があったことから、地権者から借り受けて農地への道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への進入路であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み仏生山公園に隣接し実家に近く、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農道水路を挟み仏生山小学校に隣接し実家にも近く、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域から150メートルと近く、周辺は学校、病院等の公共施設が整った地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年5月ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が31.21平方メートル有ります。

8番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17ページをお開きください。

10番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内に在る第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し高齢の父に代わり農作業がし易く利便性も良く、集落に接続して設置されるもので第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業の縁辺部に在り、市道に面し集団的に存する農地を蚕食・分断することなく、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接する用途地域から100メートルと近接し、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し小・中学校に近く、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月に一部建築済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。併用宅地等が201.99平方メートル有ります。

13番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接しJR駅に近く、周辺は宅地化の進んだ閑静な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番の転用者は、土木工事業を営んでおり、敷地が手狭となったことから法人の役員の妻所有の農地を借り受けて事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年ごろに造成済みですが、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

15番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み実家に隣接し、近隣は学校、病院等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権30件、

賃借権2件、使用貸借15件であります。許可相当の御判断をいただきました場合は、香川県農業会議に諮問する旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可相当とし、香川県農業会議に諮問することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書18ページをお開きください。

1番は、譲渡人の農地が極端に細長く耕作しにくいことから、隣接農地所有者が譲り受けて一体利用するもので、取得後は水稻を作付するものです。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件を満たします。

3番は、市外に居住し通作が不便であることから、申請地の近所に居住し、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する隣の農地を耕作している譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

7番は、遠距離に居住し通作が不便であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書19ページをお開きください。

8番は、申請地の近隣に居住し、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望により譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

9番は、競売農地の特別売却により農地を取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

10番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

11番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付するものです。

なお、審査基準のうち、下限面積要件については、申請地の面積・形状等から隣接農地と一体でなければ利用することが困難と認められることから、農地法施行令第6条第3項第3号の規定に該当するものです。

12番は、耕作が不便で経営規模の縮小を図っている譲渡人が、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

14番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すものです。取得後は盆栽用苗木を育生するものです。

15番は、県外に居住する譲渡人が農業を廃止するため、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付するものです。

16番は、農業後継者である子へ部分贈与するもので、取得後も引き続き水稻を作付けするものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

1番は、新規営農を希望する借人が、3年間借り受けて水稻を作付するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権2番に関連しています。

2番は、新規に農業生産法人として、構成員所有農地を30年間借り受けて、果樹と野菜を栽培するものです。

農業生産法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件は全て満たしています。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

本件について、現地調査を実施しました結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

平成28年1月6日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

まず、農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。各ページに対象地番及び除外後の用途が記載されております。

3ページの中ほどに除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数は当初55件ありましたが、転用予定者において、隣接地で申請している3ページ44番の除外を優先する必要から、範囲の変更があり、1件取下げとなり、最終合計件数が54件、合計面積で67,252.85平方メートルでございます。

4ページを御覧ください。

次に、農用地区域への編入について、現に農用地区域内にある農地と一体的な利用を行うことと、中山間地域等直接支払制度の対象農地として編入し、農業振興に寄与しようとするため申請したもの4件で、面積合計が7,221平方メートルでございます。

最後に、農用地区域内の用途区分の変更につきまして御説明いたします。

5ページを御覧ください。

用途区分変更とは農用地区域内の4つの用途区分1農地、2採草放牧地、3混牧林地、4農業用施設用地に該当地を変更するもので、通常は、軽微な変更として、市及び町で変更し変更後の公告を行うだけでよいものですが、1ヘクタールを超えるものについては、県への協議及び変更案の公告縦覧の手続きを経ることが要領上必要とされることから、意見照会があったものです。

該当案件につきまして、申請者は、肉牛飼育を主たる事業としている農業生産法人の役員で、農用地内の農地において畜舎、堆肥舎等の農業用施設を計画しており、除外までを必要としないもので、農用地区域内の4つの用途区分のうち、農地から農業用施設用地に変更しようとするものです。

以上、議案第11号 高松市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 市長の権限に属する事務の一部委任についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、市長の権限に属する事務の一部委任について御説明します。

資料2を御覧ください

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました（平成27年法律第63号）。

これにより、農地法についての改正が、平成28年4月1日から施行されます。

本市農業委員会におきましては、県知事の権限に属する農地法に係る事務の一部を、平成17年4月から地方自治法第252条の17の2及び第180条の2に規定する本市への「権限移譲」並びに農業委員会への「事務委任及び補助執行」により処理しているものですが、この度の改正を受け、平成28年1月5日付けで香川県知事から高松市長へ関連する部分の新たな権限移譲協議が、また、これを受けて、平成28年1月7日付けで高松市長から農業委員会へ事務委任協議が提出されたものです。

資料の4ページからが香川県知事から高松市長への協議文書です。

また、1 ページからが高松市長からの事務委任協議文書で、これに基づいて御説明いたします。

まず、内容としましては、1 の（1）ア、イの農地転用関連部分において、改正後の農地法において新たに指定市町村制度が設けられる趣旨に鑑み、現在と同様、4 ヘクタール以下のものに限ることを明らかにしたものです。

なお、指定市町村制度とは、農地を守る意欲と執行体制を備えた市町村について、手上げ方式で農林水産大臣が指定するもので、次の3点を指定要件の原則とするものです。

1 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること。2 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていること。3 優良農地の適切な面積確保に係る目標を定めることが条件となっており、現時点で、国からの指定市町村制度の関係説明会が全国で開催されているところです。

次に、ウは、前記のイにおいて、国、県が農地を農地以外にする場合、許可権者との協議が成立することをもって関係条文の許可があったとみなすもので、その際、改正前は、許可をしようとするとき、都道府県農業会議の意見を聴かなければならなかったものが、改正後は、協議成立させようとするときに、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととなったものです。

最後に、1 の（2）及び（3）は、平成26年に県から移譲され、農業委員会に事務委任されているいわゆる六次産業化法、再エネ法と呼ばれるものの移譲内容についての変更です。

六次産業化法は、一次、二次、三次産業との総合的、一体的な利用推進を図り、地域の農林水産物の消費を拡大し、地域資源を活用した農林水産事業者等による新事業の創出を図るもので、農林漁業者等が農林水産大臣及び主務大臣にその総合化事業計画や研究開発・成果利用事業計画を提出し、認定及び変更を受ける場合、農林水産大臣等が農地転用に係る事項について許可権者に対し協議、同意を求めるものですが、対象面積を、農地法において新たに指定市町村制度が設けられる趣旨に鑑み、現在と同様、4 ヘクタール以下のものに限るものです。

また、再エネ法は、農山漁村において、水、バイオマス等、再生可能エネルギー発電のため資源が豊富に存在することから、農山漁村の活性化とエネルギーの供給源の多様化を図ることを目的として制定されたものですが、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は設備整備計画を作成し、該当市町村の認定及び変更を受けなければならない、その場合、市町村は六次産業化法と同様に、農地転用に係る事項について許可権者に対し協議、同意を求めるものですが、対象面積を、六次産業化法同様、4 ヘクタール以下のものに限るものです。

この改正を受け、必要な字句訂正等が行われた後の事務の内容が2の変更後の事務の内容に記載しているとおりとなります。

市長への回答としては、6・7ページの回答案とおり、協議のあった市長の権限に属する事務の一部委任の変更について同意するものです。

なお、事務委任の適正かつ円滑な執行のための措置について御配慮をお願いしますと配慮要望を附記し、回答しようとするものです。

以上、議案第12号 市長の権限に属する事務の一部委任について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、同意する旨回答することに御異議ありますか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については同意する旨回答することに決定いたしました。

次に、報告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について、事務局の報告を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係諮問事案に対する農業委員会会長許可専決処分について御報告申しあげます。

資料3の表紙を御覧ください。

期間といたしましては、平成27年12月5日から28年1月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、平成27年11月以前の農地部会議決分といたしまして4条が5件、5条が13件で、12月農地部会議決分として4条が17件、5条が34件、合計で4条が22件、5条が47件です。

許可保留件数については、11月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が2件、12月農地部会議決分として4条が無く、5条が9件、合計で4条が無く、5条が11件です。

取下については、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。

5条関係の平成27年11月農地部会議決分といたしまして、所有権20番、賃借権3番が開発許可未了で許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

5条関係の12月農地部会議決分といたしまして、所有権3番・4番・5番・7番・8番・11番・13番・19番が開発許可未了で、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係の12月農地部会議決分の賃借権1番が開発許可未了で、許可保留となっております。

以上で報告の御説明を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、以上で報告を終わります。

以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成27年度第10回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後 3 時35分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員